

証明書等交付手数料の免除

対象

り災証明書の交付を受けた方で、災害に関する手続きに使用するために右記の証明書等の交付を受ける方

手続きに必要なもの

「住家」のり災証明書(コピー可)、本人確認のための身分証明書(運転免許証など)、印鑑登録証(①印鑑に関する証明を取る場合のみ)

※り災証明書を申請中で、まだ交付を受けていない方も免除の対象になります。申請時に窓口職員にお申し出ください。

問合せ ①～⑦の手続きは区役所区民課へ
⑤～⑧の手続きは区役所税務課へ

種類・受付場所

	区役所 区民課	区役所 税務課	各総合出張所、 出張所 芳野分室	森都心プラザ 市民サービス コーナー
①印鑑に関する証明	○	×	○	○
②住民票記載事項証明書	○	×	○	○
③住民票の写しの交付	○	×	○	○
④印鑑登録証の交付	○	×	○	×
⑤所得課税証明書	○	○	○	○
⑥固定資産関係証明書	○	○	○	×
⑦納税証明書	○	○	○	×
⑧その他の税証明書	×	○	×	×

災害ごみ

便乗してごみを捨てるのはやめましょう

今回の地震災害とは関係ないごみが、ごみステーションにたくさん出ているのを見かけます。ごみを出す際には、もう一度処分が必要なものかどうかを考えてください。

家電4品目などは、ごみとして出さないでください

家電リサイクル法でリサイクルの対象となっている以下の物は、今回の地震で壊れたものであっても、ごみとして出さないようお願いします。

家電4品目

(テレビ、冷蔵庫、エアコン)
洗濯機・衣類乾燥機

※「家庭ごみ・資源収集カレンダー」をご覧ください、リサイクル処理をお願いします。また、パソコン・農薬・廃油・医療ごみなども出さないでください。



ガス缶、スプレー缶、ライターは、特定品目の日に出してください

これらは、火災が発生する危険があるので、地震災害ごみとして出さないでください。今回の地震災害ごみの収集の際にもすでに8件の火災が発生しています。詳しくは、「家庭ごみ・資源収集カレンダー」をご覧ください。



(廃棄物計画課 ☎096-328-2359)

ごみの不法投棄は禁止です

ごみをみだりに投棄する行為は、廃棄物処理法により禁止されています(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます)。ごみは家庭ごみ・資源収集カレンダーや市ホームページなどで確認し正しく処理しましょう。緑豊かな本市の自然や景観を守るために皆様のご理解をお願いします。

(ごみ減量推進課 ☎096-328-2365)

その他よくあるQ&A

Q 地震で被害を受けた家の補修や再建に関する相談をする窓口はありますか？

A 「住宅補修専用・住まいのダイヤル」(☎0120-330-712)というものがあります。地震で被害を受けた住宅の補修や再建に関する被災者からの相談を、総合的に受けるために設置された電話相談窓口です。※午前10時～午後5時(日・祝のぞく)



Q 地震で屋根の修理が必要になりました。そこに業者が訪問して来られ、屋根補修サービスを勧められました。梅雨が近いので依頼したいと思いますが、見積金額や契約内容がよくわかりません。どうしたらいいのでしょうか。

A 勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用について書面でよく確認しましょう。そのうえで、複数の業者から見積もりを取り、周囲の人に相談するなど、慎重に検討しましょう。自ら業者を呼んで契約した場合は、クーリング・オフの対象にならないこともありますので、十分気をつけてください。



Q アパートが全壊して住めなくなったので転居したいです。家主に敷金の返還を請求できますか？

A 敷金は、本来、借主の家賃滞納や、不注意などによってアパートに損傷などを与えた場合などの損害を担保するために、家主に対して預け入れるものです。経年変化、通常の使用による損耗などの修繕費用は、家賃に含まれるものと考えられています。したがって、アパートを取り壊す場合には現状回復は必要ないことから、敷金は返還されるものと考えます。ただし、アパートの被災の程度で対応は異なりますので、法律家への相談をお勧めします。

Q 電気給湯器が転倒した、設置方法に問題があったのではないのでしょうか。

A 給湯器メーカーは設置業者向けに機器の設置のための説明書(設置指示書)を添付しています。設置指示書どおりの施工がされていれば、転倒しなかった可能性があります。指示書どおりの施工がされていなかった場合は、メーカーおよび設置業者との話し合いをお勧めします。

法テラス熊本からのお知らせ

法テラス⇒日本国政府が設立した法務省所管の日本司法支援センター

法テラス「平成28年熊本地震に関するQ&A」より

震災 法テラスダイヤルをご利用ください

☎0120-078309 ※利用料・通話料無料

震災に関するお問合せについて法制度の紹介や、被災された方の問題解決に役立つ相談窓口などの情報を提供します。

業務時間 平日:午前9時～午後9時、土曜:午前9時～午後5時

Q 地震で自宅の屋根瓦が落ちて、隣家の車を傷つけてしまいました。わたしに責任がありますか。

A 今回の熊本地震のように、大きな地震が頻発した場合には、「不可抗力」として、支払義務を免れる場合も多いと考えられます。その地域での揺れの大きさや頻度により結論が異なりますので、弁護士会などの相談窓口で相談されたほうがよいでしょう。